

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

派遣労働者の数	7 人
派遣先の数	5 社
マージン率	32.9%
労働者派遣料金	28,422 円(1 日 8 時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	19,071 円(1 日 8 時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	年 1 回の情報セキュリティ及び個人情報保護教育・ビジネススキル・各種情報技術研修。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンの内訳

・法定福利費(当社が負担する、労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料です。)や、会社運営費、福利厚生費、労務管理費、有給休暇取得、事務所費、健康診断費なども含まれています。